



これから75歳の誕生日を迎える方 後期高齢者医療制度について

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

75歳になると今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。

誕生日から使える資格確認書は誕生日の前月に簡易書留で郵送します。

また、誕生日から1～2カ月後には後期高齢者医療保険料通知書及び納付書を送付しますの
で、ご確認のうえ保険料を納付してください。

保険料の納付方法は、最初は納付書（普通徴収）ですが、約半年後からは年金から天引き（特別徴収）へ変更となります。年金から天引きが始まるまでの間や、年金から天引きができないときは、口座振替の手続きをしておく、納め忘れを防ぐことができます。

【納付に関する注意】

・申し出により特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）に変更することができます。希望される方は、国保年金係にて必ず手続きをお願いします。
・国民健康保険税を口座振替で納付されていた方でも、後期高

齢者医療保険料の口座振替を申し込まれていない方は、再度手続きが必要です。ご希望の金融機関にてお申し込みください。

・保険料が未納のままだと、延滞金がかかる場合があります。

【健康保険の被扶養者がいる場合】
被保険者（75歳になる方）に扶養されていた方も、加入している会社の健康保険から脱退するため、新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要です。

（自動的に切り替わりません）
他の医療保険制度への加入手続きを行わなかった場合、一時的に医療費が全額自己負担となる場合があります。

問合せ

千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043・308・6768



健康保険の届出、正しくできていますか？ 国民健康保険に加入している方へ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

医療機関や薬局で「マイナ保険証」や「資格確認書」を使う際、国民健康保険の届出が正しく行われていないと、保険が適用されず、後から医療費を追加請求されることがあります。受診前に、必ずご確認ください。

■社会保険などに加入していませんか？

会社の健康保険などに加入した場合は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。社会保険の加入後、資格確認書などが未交付の状態、国保の資格確認書やマイナ保険証を使って受診すると、国保負担分を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

■交通事故や第三者から受けたけがではありませんか？

交通事故など、第三者行為によるけがで国民健康保険を使う場合は、事前の届出が必要です。受診前に、国保年金係へご相談ください。レセプトなどで第三者行為と判明した場合、国保負担分は後日町から請求する場合があります。

■仕事上のけがや病気ではありませんか？

業務中のけがや病気は労災保

険の対象です。国民健康保険は使えませんので、労災が適用された場合は国保負担分を後日請求する場合があります。

■高額療養費の申請はお済みですか？

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は「高額療養費」として支給されます。該当する方には、受診から約2～3ヶ月後に通知を送付しますので、窓口で申請してください。

☆マイナ保険証を利用すると、オンライン資格確認に対応した医療機関では、限度額情報も自動的に反映され、窓口での支払いが限度額までとなります。（※国保税に滞納がある世帯は対象外です）

ご不明な点がある場合は、国保年金係までお気軽にご相談ください。正しい届出と確認で、安心して医療を受けられるようにしましょう。



老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 年金生活者支援給付金について

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

年金生活者支援給付金とは年金を含めても所得が低い年金受給者を経済的に援助するために、年金にプラスして支給されます。

令和7年度、新たに年金生活

者支援給付金を受け取ることができる方へは、日本年金機構よりハガキ型の請求書を9月から順次発送しています。紛失されてしまった場合でも、国保年金係の窓口にありますので、お問い合わせください。

なお、現在受給中で、引き続き支給要件に該当する方はお手続き不要です。

■対象者

【老齢年金生活者支援給付金】
以下の要件をすべて満たす方
① 65歳以上の老齢基礎年金受給

者であること

② 前年の公的年金などの収入金額※1とその他の所得との合計額が昭和31年4月2日以後に生まれた方は909,000円以下、昭和31年4月1日以前に生まれた方は906,700円以下※2であること

③ 同一世帯の全員が市町村税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

※2 昭和31年4月2日以後に生まれた方で809,000円以上909,000円以下である

方、昭和31年4月1日以前に生まれた方で806,000円以上906,000円以下である

る方には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。

【障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金】

以下の要件をすべて満たす方
① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること

② 前年の所得（障害年金及び遺族年金などの非課税収入は含まない）が4,794,000円以下であること

■請求方法

日本年金機構から送付している封筒の中に入っているハガキ型の請求書にお名前などを記入して返送してください。

または、年金の請求時に年金生活者支援給付金請求書を年金

の請求書と一緒に提出してください。

■受給方法

偶数月の15日に年金と同じ口座に入金されます。

制度及び給付額などの詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■問合せ

給付金専用ダイヤル
0570-054092（ナビダイヤル）
※050から始まる電話でおかけになる場合は03-5539-2216（一般電話）よりおかけください。

公民館図書室

☎ 中央公民館 ☎ 77-0066

☆図書室のおはなし会

図書室はゆうえんち!? みんなで絵本の世界に飛び込もう

■日時 12月13日(土)
午前10時30分～

■テーマ 『クリスマスと絵本』

■対象者 小学校低学年まで（保護者同伴）

■場所 中央公民館図書室

☆新着図書の紹介

■ねずみくんのきもち

作：なかえよしを
出版社：ポプラ社
「おもしろい」ってなんだろう。

■心も体ももっと、ととのう
薬膳の食卓365日

著者：川手鮎子
出版社：自由国民社

「医食同源」の基本と毎日の食のヒントが満載。

■クロエとオオエ
著者：有川ひろ

出版社：講談社
ド直球のお仕事ラブコメです。

■タオル1枚でピカピカ！
新津春子流 おうち掃除術

著者：新津春子
出版社：NHK出版
プロフェッショナル清掃員の“疲れない”掃除術

☆図書のリクエスト

県立図書館等からのお取り寄せもできます。

また、インターネットからの図書検索もできますので、ご利用ください。



▲図書検索